通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1889号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（規則第６－75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（支給単位期間） **第15条の３**　（略） ２　前項第１号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 法第28条の６第１項の規定による退職その他の離職をすること。 (2)～(5)　（略）	（支給単位期間） **第15条の３**　（略） ２　前項第１号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 法第28条の２第１項の規定による退職その他の離職をすること。 (2)～(5)　（略）

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。